(二十六)	防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(二十七)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(二十八)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(二十九)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(三十)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(三十一)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。

別表第二（三十二）の項及び同（三十三）の項を削り、同（三十四）の項(い)の欄中「その他」を「特殊な構造の排煙設備」に改め、同項を同（三十二）の項とし、同（三十五）の項を同（三十三）の項とし、同（三十六）の項を同（三十四）の項とし、同（三十七）の項を同（三十五）の項とし、同（三十八）の項(ろ)の欄中「操作方法」を「の操作方法」に改め、同項を同（三十六）の項とし、同（三十九）の項(に)の欄中「場合にあっては計算書により風量に満たないこと」を「場合を除く」に改め、同項を同（三十七）の項とし、同（四十）の項(ろ)の欄中「中央管理室における」を「中央管理室における制御及び作動」に改め、同項を同（三十八）の項とし、同（四十一）の項を同（三十九）の項とし、同（四十二）の項から同（四十四）の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二（四十五）の項(ろ)の欄中「防火区画及び」を削り、同項を同（四十三）の項とし、同（四十六）の項を同（四十四）の項とし、同（四十七）の項を同（四十五）の項とし、同（四十八）の項を同（四十六）の項とし、同（四十九）の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常振動」を「異常な振動」に改め、同項を同（四十七）の項とし、同（五十）の項(ろ)の欄中「排煙設備」を削り、同項を同（四十八）の項とし、同（五十一）の項を削り、同（五十二）の項(ろ)の欄中「中央管理室における」を「中央管理室において制御及び作動」に改め、同項を同（四十九）の項とし、同（五十三）の項を同（五十）の項とし、同（五十四）の項を同（五十一）の項とし、同（五十五）の項を同（五十二）の項とする。

別表第二の項を次のように改める。

二百三十条第二項第三号及び第三百十三条第一項第二号に規定する特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(一)	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
		給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
		排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
		排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
		給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(二)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気口の外観
	(三)			
	(四)			
	(五)			
	(六)			